

しおがま

平成28年2月号

ハローワーク塩釜
塩釜市新浜町三丁目18-1
TEL 022-362-3361
FAX 022-362-1531

12月の窓口の動き（求人・求職・求人倍率）

【求人の動き】

新規求人数は771人で、前月比2%とわずかに増加した。また、対前年同月比では19.6%と大幅に減少した。

月間有効求人数は2590人で、前月比1.4%とわずかに減少した。また、対前年同月比でも1.3%とわずかに減少した。

【有効求人倍率の動き】

有効求人倍率は1.02倍となり、前月比で0.09ポイント改善された。また、対前年同月比でも0.04ポイント改善された。

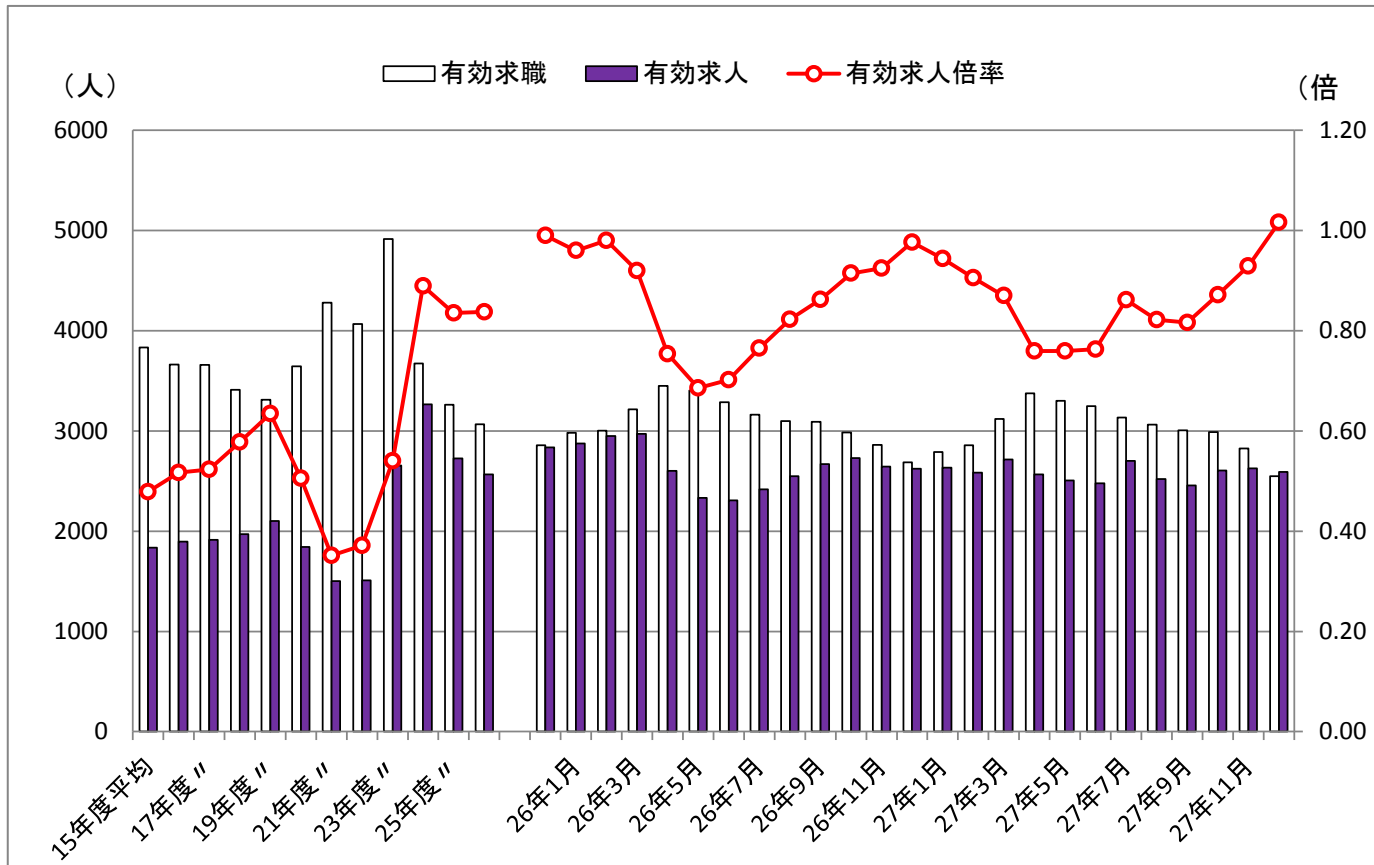
（宮城県 1.34倍、東北1.24倍、全国 1.27倍）

【求職の動き】

新規求職者数は478人で、前月比20.6%と大幅に減少した。また、対前年同月比でも14.5%とかなり大きく減少した。

月間有効求職者数は2549人で、前月比9.8%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも5.2%とやや減少した。

過去最高・・・1.40(平成2年度)
過去最低・・・0.35(平成21年度)
※昭和52年度以降



1. 一般職業紹介状況（学卒を除くパートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求人数	771	-	-	▲ 19.6 %	2.0 %
月間有効求人数	2,590	-	-	▲ 1.3 %	▲ 1.4 %
新規求職者数	478	224	252	▲ 14.5 %	▲ 20.6 %
うち雇用保険受給者	122	53	69	▲ 15.3 %	▲ 32.6 %
月間有効求職者数	2,549	1,178	1,366	▲ 5.2 %	▲ 9.8 %
うち雇用保険受給者	1,011	434	576	▲ 3.5 %	▲ 9.7 %
新規求人倍率	1.61	-	-	▲ 0.10 p	0.36 p
月間有効求人倍率	1.02	-	-	0.04 p	0.09 p
紹介件数	728	332	394	▲ 5.9 %	▲ 24.1 %
うち雇用保険受給者	176	77	99	15.8 %	▲ 31.5 %
就職件数	209	90	118	▲ 17.7 %	▲ 12.6 %
うち雇用保険受給者	50	23	27	11.1 %	▲ 25.4 %
新規就職率 (%)	43.7	40.2	46.8	▲ 1.7 p	4.0 p

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

※ ▲はマイナスの表示となります。

2. 中高年齢者職業紹介状況（パートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	215	110	104	▲ 0.5 %	▲ 18.9 %
月間有効求職者数	1,217	599	614	0.3 %	▲ 8.2 %
紹介件数	297	149	147	0.7 %	▲ 33.1 %
就職件数	84	39	45	▲ 25.0 %	▲ 23.6 %

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

3. 障害者職業紹介状況

項 目	計	身体障害者	知的障害者等	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	15	4	11	▲ 11.8 %	7.1 %
就職件数	6	2	4	0.0 %	▲ 40.0 %
月末現在有効求職者数	250	109	141	2.0 %	▲ 0.8 %

4. 求人閲覧用パソコン利用状況

項 目	当 月	前 月	対 前 月 比
利 用 者 数	3,104	3,812	▲ 18.6 %

事業主(個人番号関係事務実施者)による本人確認(個人番号・身元(実在)確認)

【概要】

平成28年1月1日以降、以下の様式について、事業主が従業員から個人番号を収集した上で様式に記入し、ハローワークに提出することが必要になります。

- ①雇用保険被保険者資格取得届 ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢者雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書(注)
- ④育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(注)
- ⑤介護休業給付金支給申請書(注)

(注) 事業主が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できる限り事業主に提出いただくことにしています。

事業主は、上記の届出等にあたり、以下のとおり従業員の個人番号の確認と身元(実在)確認が必要です。

I 雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、身元(実在)確認のための書類の提出は不要です。

この場合には、次のいずれかの書類による個人番号の確認が必要です。

《確認書類》

個人番号カード／通知カード／個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書など

II Iに該当しない場合は、①又は②の方法で個人番号の確認と身元(実在)確認が必要です。

①個人番号カード

②通知カード又は個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書＋(A)～(C)いずれか

(A) 以下の書類のいずれか一つ□

運転免許証／運転経歴証明書／旅券／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書

(B) 以下の書類のいずれか一つ

写真付き身分証明書／写真付き社員証／官公署が発行した写真付き資格証明書など

(C) (A)又は(B)が困難な場合は以下の書類から2つ以上

公的医療保険の被保険者証／年金手帳／児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書など

宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	27.10.3
726円		

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による	最低賃金額	適用除外労働者	効力発生日
	時間額	(この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	
鉄鋼業 <small>鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鑄物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)</small> 又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	827円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後 3月 未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	27.12.13
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	783円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後 6月 未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	27.12.18
自動車小売業 <small>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</small>	795円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後 3月 未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	27.12.25

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075
 石巻労働基準監督署 0225-22-3365
 古川労働基準監督署 0229-22-2112

大河原労働基準監督署 0224-53-2154
 瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

宮 城 労 働 局